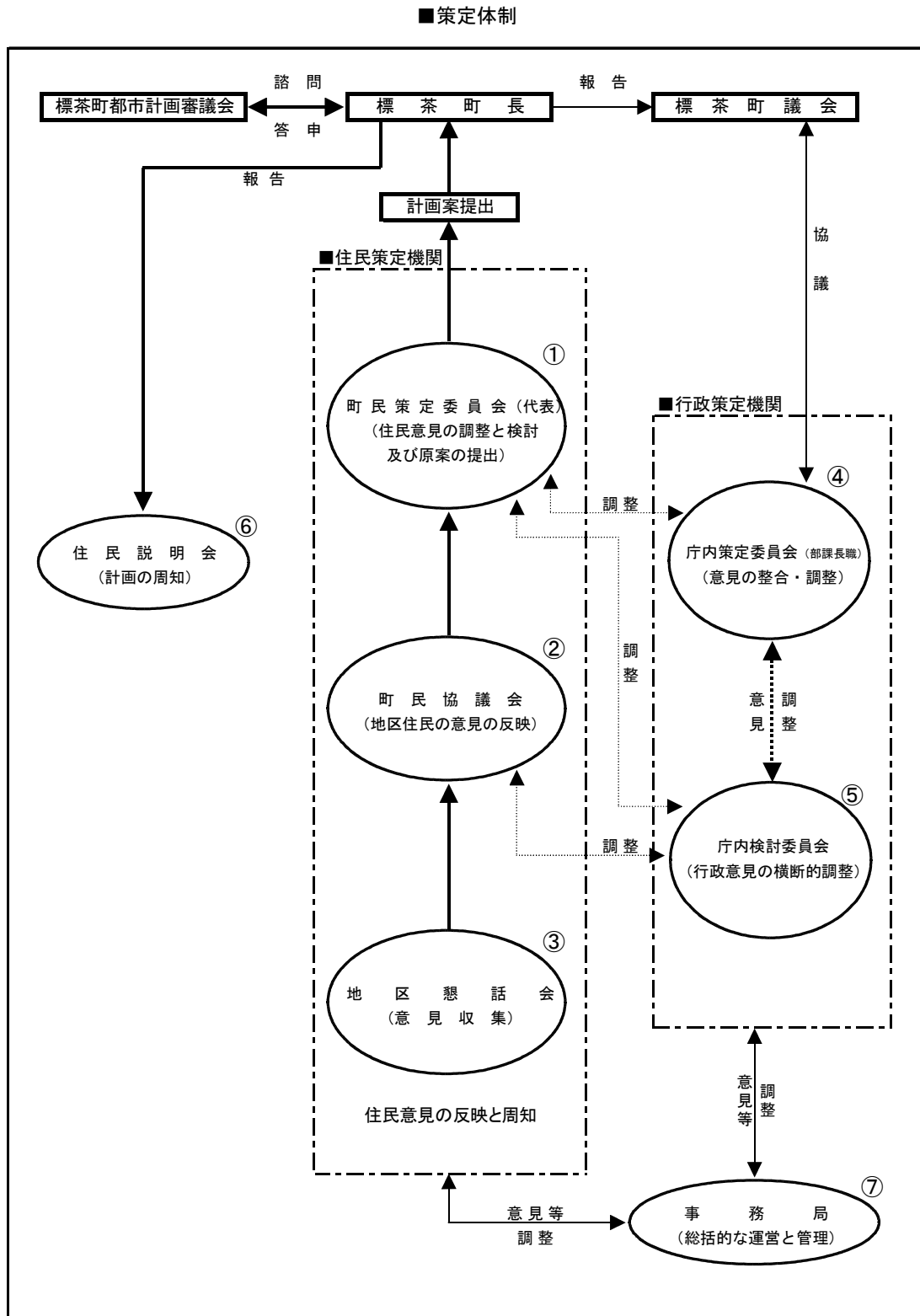


2-2. 計画の策定体制と策定手順

(1) 策定体制

本計画は、計画策定における企画・立案の段階からの町民参加による町民意見の反映と行政内部における横断的意見調整を図る目的から、次図に示す策定体制によって策定されています。



■ マスタープラン策定に係わる委員会の設置及び組織・運営について**① 町民策定委員会**

計画内容の検討及び住民の意見・価値観の反映等最終的な調整を図る機関として、町長からの委嘱により福祉団体、商工・観光関係、農林業等の各民間団体からの代表者、地域からの代表者によって構成する。

② 町民協議会

地区住民の意見の検討・価値観の反映と調整を図るため、福祉団体、商工・観光関係、農林業等の各民間団体、地域住民から構成する。

③ 地区懇話会

地区住民の意見を収集・反映をするために地区単位で開催する。

④ 庁内策定委員会

庁内の各関係部局の課長職以上で助役を座長に構成され、基本的な策定方向や庁内検討委員会及び町民策定委員会で検討された内容について精査し、その結果を各々の策定委員会に提案・意見する。

⑤ 庁内検討委員会

庁内の各関係部局の係長職によって構成され、庁内の横断的意見の調整を図るとともに、町民策定委員会における意見や提案について調整する。

⑥ 住民説明会

町民・地区住民を対象に計画内容を広く知らしめる活動として位置付け、幅広い意見の収集と計画の周知を図る。

計画策定の進捗状況の周知については、広報等に掲載することや町のホームページを利用して公開するものとします。

⑦ 事務局

策定体制全体における策定作業の進捗管理、連絡・調整、情報提供など、計画策定に係わる総括的な事務全体を担う。